

# 明治憲法下の政教関係

新田 均

憲法研究 第51号抜刷  
令和元年6月12日発行

## 明治憲法下の政教関係

新田 均

### 目次

#### はじめに

1. 明治憲法下の政教関係に関する今日の通説
2. 「国教の限度内での信教の自由」は戦前の通説だったか
3. 天皇の地位と神話との関係について
4. 憲法発布の勅語および教育勅語における「皇祖祖宗」
5. 『大日本帝国憲法義解・典範義解』の用語について
6. 日本の建国の時期についての解釈の変遷
7. 神社非宗教論について

#### おわりに

### はじめに

本稿は、明治憲法下の政教関係について、今日の通説をなしている芦部信喜の議論、その基礎となっている宮沢俊義の議論を取り上げ、戦前の憲法学者の説や政府刊行の書物などにおける記述と比較することで、その当否を吟味しようとするものである。

#### 1. 明治憲法下の政教関係に関する今日の通説

今日、なお、憲法学界において通説の地位を占めている芦部信喜の著書において、明治憲法下の政教関係は次のようにまとめられている。

「信教の自由は神社の国教的地位と両立する限度でみとめられたにすぎず、その完全な実現は根本的に妨げられた。」<sup>(1)</sup>

「神社神道（国家神道とも言う）は国教（国から特権を受ける宗教）として扱われ優遇された」<sup>(2)</sup>

「他の宗教は冷遇され、キリスト教や大本教などのように冷遇された宗教

も少なくない<sup>(3)</sup>」

この芦部説は、かつて宮沢俊義が唱えた以下の節をそのまま継承したものである。

「憲法の保障する信教の自由は、はじめから神社の国教的地位と両立する限度においてのみ、認められていたと解すべきである。」<sup>(4)</sup>

「明治憲法は、神権天皇制をその根本義とし、(中略)天皇の神格の根拠としての神社に対して、国教的性格を与えることを必要と考えた」<sup>(5)</sup>

「信教の自由に対しては根本的な限界が与えられていた。それは、天皇の祖先が神々であり—その代表者が天照大神であった—天皇自身も神の子孫として—『現御神』として—神格を有することの信仰を否定しないことであった。」<sup>(6)</sup>

「一般臣民に対しても、神社参拝を強制し<sup>(7)</sup>」た。

芦部、宮沢、両氏の節を要約すれば、以下のようになる。

- ①明治憲法下においては、神社神道に国教としての地位が与えられており、信教の自由は、その地位と両立する限度内で認められたに過ぎなかった。
- ②その理由は、明治憲法が神権天皇制を基礎としており、その思想の根拠となっているのが神社神道だったからである。
- ③したがって、神社神道は優遇され、それへの参拝や信仰が国民に強制された。<sup>(8)</sup>
- ④他方で、神社神道以外の宗教は冷遇され、神社神道と対立すれば弾圧された。

日本国憲法下の今日、憲法学者たちによって、明治憲法下の政教関係は、概略、上記のように理解されている。それでは、明治憲法下において、当時の憲法学者たちは、当時の政教関係をどのように見ていたのであろうか。

## 2. 「国教の限度内での信教の自由」は戦前の通説だったか

まず、戦後の通説の提唱者である宮沢俊義自身の議論を紹介する。彼は昭和17年刊行の『憲法略説』において次のように述べている。

「それ〔神社〕は古来わが国において国教的地位を占めるものであり、この憲法の定める信教の自由の原則もこの伝統の基礎の上に、それと両立する限度においてのみみとめられると解すべきである」(63頁)

「皇孫降臨の神勅以来、天照大神の神孫この国に君臨し給ひ、長へにわが国土および人民を統治し給ふべきことの原理が確立し、それがわが統治体制の根底を形成してゐる」(同頁)

「『天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ』(第三条)。この規定はわが国は天皇が神の御裔として、現人神としてこれを統治し給ふとする民族的信念の法律的表现である」(同頁)

換言すれば、宮沢の主張は以下のようである。神社は国教の地位にあり、信教の自由はその地位と両立する限りでみとめられているに過ぎない。それは、憲法が神道の神話に依拠して、天壤無窮の神勅によって根拠づけられた天皇主権を根本義とし、天皇を現人神とする立場に立っているからである。

この議論は、戦後における宮沢による解説と一致している。それでは、彼の説が明治憲法下の通説だったかということ、そうではない。天皇機関説論者で、彼の師匠に当たる美濃部達吉は、昭和5年5月20日と21日に『中外日報』に掲載された「神社の性質と信教の自由」(上)(下)という論文において次のように述べている。

「私は神社神道がその実質において一の宗教であることを疑のないものと信じて居る。(中略)神社神道が一の宗教であるとすれば、それは国家的の宗教であり、即ちわが帝国の国教である。この点に於て我が国法上神社は他の宗教と異なつた地位を有するのである」(上)

「しかし、それが日本の国教であるといふことは、唯国家が自己の事務と

して祭事を行ひ神社を經營することを意味するだけであつて、国家が宗教としての神道の信仰を国民に強制し得ることを意味するのではない。信仰の自由は勿論憲法の堅く保障して居る所で、国教と雖もその信仰を強制することが、憲法違反なることは言ふまでもないところである」(下) [下線引用者]

美濃部によれば、神社神道は、確かに国教の地位にあるが、それは国家が神社を「經營」するだけで、その「信仰」を国民に「強制」すれば「憲法違反」になる。つまり、宮沢説とは逆に、神社の国教としての地位は、国民の「信教の自由」と両立する限度内で認められているというのである。

戦前において、政府は「神社は宗教に非ず」という立場を一貫してとり続けていた。したがって、神社を「国教」と見なす美濃部の見解は、公権解釈とは異なる。しかし、神社の「信仰」を強制することは憲法違反となるとする見解は、当時の政府関係者の議会答弁や雑誌での発言からも明らかなように、政府も共有している<sup>(9)</sup>。

そして、満州事変以前の政治状況と学界における美濃部の地位から考えて、神社「信仰」や「参拝」を「強制」すれば「憲法違反」という見解は、少なくとも昭和初期までは、官界においても学界においても主流だったといえる。

ただし、美濃部の説は、昭和十年代になると微妙に変化する。昭和15年4月刊行の『日本行政法・下巻』で、彼は次のように書いている。

「神社の祭祀は、若しこれを宗教であるとすれば、国家的宗教であり、国教である。神社を尊崇しこれに対して不敬の行為なきことは、臣民としての当然の義務であり、これを否定することは憲法（二八条）に所謂『臣民タルノ義務』に背くもので、斯かる宗教は許されない。併しながら、それは決して他の宗教を排斥する趣意でないことは勿論、又宗教的の信仰を強要する趣意でもない。（中略）神社の祭祀が国教であるとしても、それは現在の制に於いては宗教的の要素を含んだ儀礼として見るべきものではあり、これに依つて偏信を強ふるものではないことは、言ふまでもない」（562 - 563 頁、

下線引用者)

神社の「信仰」を「強要」することは依然として「許されない」としながらも、神社に対する「尊崇」は「臣民タルノ義務」であり、逆に神社に対しての「不敬」や「否定」は「臣民タルノ義務」に反し、そのような「宗教」は「許されない」との議論が付け加わっている<sup>(10)</sup>。

宮沢や美濃部は、いわゆる天皇機関説の系譜に属する学者である。それなら、天皇機関説事件以前において少数説だったとはいえ、天皇主権論の系譜に連なる学者は、天皇を神とし、明治憲法は神権天皇制を根本義とするが故に、神社神道は国教であり、神社参拝や神社信仰は「臣民タルノ義務」だと主張していたのだろうか。

明治憲法運用の初期を代表する天皇主権論者といえば穂積八束であるが、彼は天皇主権の根拠について端的に次のように書いている。

「万世一系の皇位を統治権の所在とする我が国体は亦千古の歴史の成果にして民族一致の確信の基礎に存立するが如きなり」<sup>(11)</sup>

彼によれば、天皇主権の根拠は「歴史」であって「神勅」ではない。神話は天皇主権の根拠でないが故に、神社神道も国教とは見なされず、その当然の結果として、神社の信仰や参拝を「臣民タルノ義務」とする憲法解釈は主張されていない<sup>(12)</sup>。

次に、穂積の後継者に当たる天皇主権論者・上杉慎吉の議論はどうだったろうか。彼は、確かに、『帝国憲法述義』（大正3年12月）において次のように主張している。

「大日本帝国の肇造は此時〔神武天皇の即位〕に在るのではなくて、実に天地創造の時にあります。天孫降臨の時の詔に由つて大に定まり、神武天皇は之を大成せられて将来永久なるべき丕基を鞏固にせられたのであります。」（185 頁）

「国体は長き歴史の結果初めて定つたものではなくして、建国の初より確



固不動のものであります。」(183頁)

上杉は、穂積の歴史法学的な天皇主権解釈を否定して、天皇主権の根拠を天壤無窮の神勅、すなわち「神話」に置いている。ところが、それにもかかわらず、神道を国教とする記述、神社信仰や参拝を臣民の義務とする記述は、彼の著作のどこにも出てこない。その理由は、彼の天皇観を理解すれば分かる。彼は、大正2年1月の『国家学会雑誌』（第27巻第1号）に掲載した「皇道概説＝古神道大義ヲ読ム」において次のように述べている。

「所謂古神道を一の宗教なりとして、概念上神とすべきは唯一天皇、祖宗以来、一代には唯だ一人在ます、カミ御一人、絶対至尊の御方の外にはなしと申さねばならぬ。(中略)神は唯だ此の御一方であるのである。神代の人人は皆神、功績徳望ありし人は皆神では、皇道は成り立たぬ。」(71 - 72頁)

このように上杉の天皇主権論は天皇を“唯一の神”と観念することを根拠としていた。したがって、その他の神々への信仰も神社参拝も必要としなかったのである。

ところで、明治憲法の制定者たちは、神社の参拝や信仰を憲法との関係でどのように考えていたのだろうか。これについて直接語られている資料は残されていないが、それを十分に推測できる資料なら存在している。それは明治21年6月27日の枢密院第一審議会第二読会における議論である。

ここで佐々木高行と鳥尾小弥太が、大臣や官吏が信教の自由を理由に宮中祭祀への参列を拒否したらどうするのかと問うている。それに対する伊東巳代治の答えは“この条文は臣民の権利に関するものであって官吏の服務規律とは無関係である。官吏についても拜礼の義務が服務規律で定められているわけではないが、将来起こるかどうかわからない事態についてここで議論する必要はない”というものだった。議長の伊藤博文も“そんなことが百年後には起きるかもしれないが、それはその時の政治家が対処すればよく、今考える必要はない”との考えだった。

この議論において、注目すべきは、質問した側が「臣民の義務」について

言及していることである。佐々木は、皇室祭祀の際に一般国民が礼拝しないことについては、「別段国民の義務を守らざるにもあらず、又安寧秩序に関係すとも云ふべからず」と言い、鳥尾も「朝廷祭祀の際に於て人民が礼拝せざるも別段国体に関し又は義務に背くと云ふべからざるべし」と述べている。この主張を伊東も伊藤も否定していない。<sup>(13)</sup>

皇室祭祀に対してすら礼拝拒否しても憲法違反ではないと考えていたのであるから、神社祭祀については「言わずもがな」だったと解するのが当然だろう。

さて、ここまでの論証をまとめると以下ようになる。

- ① “神勅主権に立つが故の神社神道国教制、その限度内での信教の自由、神社神道の信仰や参拝の強制”という学説は、昭和17年刊行の宮沢俊儀『憲法略説』では確認出来る。
- ② しかし、美濃部達吉は、神社神道を国教としつつも、その信仰を強制すれば憲法違反となるとの立場に立っていた。
- ③ 政府は、そもそも神社神道を宗教と見なしていなかったが、参拝は強制しないという立場にたっていた。少なくとも大正までは。
- ④ 天皇主権論者の穂積八束の場合は、記紀神話とは異なる「祖先教」論に立っていたが故に、神社神道を国教とする議論も、神社信仰や参拝を臣民の義務とする議論も、展開していない。
- ⑤ 同じく天皇主権論者の上杉慎吉の場合も、記紀神話とは異なる天皇唯一神論に立っていたが故に、神社神道を国教とする議論も、神社信仰や参拝を臣民の義務とする議論も、展開していない。
- ⑥ 憲法制定の時点では、神社参拝はおろか皇室祭祀への参列すら臣民の義務とは考えられていなかった。

こうして見ると、戦前において、天皇の地位と神話とがどのような関係として捉えられていたのかが改めて疑問になってくる。その点についてもう少

し追究してみよう。

### 3. 天皇の地位と神話との関係について

芦部信喜は『憲法 第六版』において、明治憲法における天皇主権と神話との関係について次のように書いている。

「神権主義的な君主制の色彩がきわめて強い憲法」（18頁）

「天皇の地位は、天皇の祖先である神の意志に基づくものとされた」（同頁）

この説も宮沢俊義説の祖述と言える。宮沢は『全訂日本国憲法』（日本評論社、昭和56年8月）において、次のように書いている。

「明治憲法では、天皇主権ないし神勅主権がその根本建前であり、天皇の地位も、天皇の祖先たる神の意志に根拠をもつとされた」（44頁）。

つまり、明治憲法＝天皇主権＝神勅主権＝神話信仰すなわち神社信仰の強制＝神社参拝の強制、という論理展開となっていたというのである。

それでは、天皇機関説論者の美濃部達吉は、この点について、どのように言っていたのだろうか。大正10年10月刊行の『日本憲法・第一巻』では次のように書かれている。

「君主が神若しくは神の子孫又は其の代表者として認められた時代」もあったが、このように「君主を神格視すること」は、「君主が国家内に在りて、国家の一構成要素であるとする思想」とは「絶対に調和することが出来ない」（322頁）。

天皇を神格視することは天皇機関説とは相容れないというのだから、神の意志に基づいた神勅主権など、彼から見れば論外<sup>(14)</sup>だったろう。

そして、彼の説を聞いて育った官僚たちも同様の認識で行政に当たっていた。大正10年1月に内務省神社局が刊行した『国体論史』には次のように書かれている。

「天孫降臨の神勅によりて我国体は定まるとするもの多し。然れど誤れり。

神勅の有無に拘らず、我国家の社会的成因が吾万世一系の皇位を肯定し、其他を否認するものなり。」（379頁）

「国民をして之〔国体論〕を了解せしめ、信ぜしめんと欲するにある以上は、国民が殆ど常識として有する所の科学的知識に抵触せざる理論の上に立たざる可らず。（中略）神話は其国民の理想、精神として最も尊重すべし。それは尊重すべきのみ、之を根拠として我国体の尊厳を説かんと欲するは危し。先入主として、之等の『国造り説』と相容れざる進化学上の知識を注入せられ居る国民は或は之を信ずる事を得ざるが故なり」（373頁）。

「統治の主体は天皇なりとするもの」〔天皇主権説〕は「国家は天皇御一人の利益の為に存在し活動すとするもの」で「所謂最頂の引き倒しにして、下は国民の皇室に対する忠義の情熱に水を注ぎ、上は御歴代の聖徳を無にせんとするものなり」（380頁）。

これを言い換えれば、以下のようなものである。

- ①万世一系の国体は、天壤無窮の神勅によって定まったものではない。歴史の結果として定まったものである。
- ②国体を神話を根拠として国民に信じさせようとすることは危険である。なぜなら、国民はすでに進化論を知っているからだ。
- ③天皇主権論は最頂の引き倒しである。

内務省神社局ですら、このように主張していたのが大正10年の状況だった。<sup>(15)</sup>

そこで疑問になってくるのが、明治憲法の制定者は、そもそも天皇と神話との関係をどのように考えていたのかということである。美濃部や内務省神社局の見解は憲法制定者の意図に反していたのだろうか。次にそれを検討してみよう。

### 4. 憲法発布の勅語および教育勅語における「皇祖皇宗」

明治22年2月11日の憲法発布の勅語には「惟ふに、我か祖我か宗は、我

か臣民祖先の協力輔翼に倚り、我か帝国を肇造し、以て無窮に垂れたり」とあり、明治23年10月30日の「教育勅語」の冒頭でも「朕惟ふに、我か皇祖皇宗国を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり」と記されている。

これを見れば、「明治憲法では、天皇主権ないし神勅主権がその根本建前であり、天皇の地位も、天皇の祖先たる神の意志に根拠をもつとされた」という宮沢説に異論を挟む余地など無いように見える。ただし、それは「我が祖」や「皇祖」が「神」すなわち「天照大神」を指していればの話である。今日「皇祖天照大神」という言葉が人口に膾炙しているためだろう。「我が祖」「皇祖」＝「天照大神」という解釈をこれまで誰も疑わなかった。

しかし、そうってしまったのは、稲田正次が『教育勅語成立過程の研究』（講談社、昭和46年3月）に載せた重要な資料が、これまで見過ごされてきたからだ。

「教育勅語」の発布後まもなく、文部省はその解説書をつくる方針をかため、ドイツから帰国したばかりの東大教授で哲学者の井上哲次郎に依頼した。そして、井上哲次郎が起草した草案では、勅語冒頭の「朕惟ふに我か皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の「皇祖」は「天照大御神」、「皇宗」は「神武天皇」であると説明されていた。

ところが、この部分に「教育勅語」の起草者である井上毅が異論を唱えた。「肇国ノ基礎ヲ叙ルニハ、皇祖トハ神武天皇ヲ称へ、皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称へ奉ルモノトシテ解セザルベカラズ<sup>(16)</sup>」と。「教育勅語」は「肇国」、国の始まり、すなわち建国から説き起こしているのだから、この場合の「皇祖」は「神武天皇」だ、というのである。起草者自身がそう言っているのだから、この解釈に異論を挟む余地はない。

そして、これは井上毅としては当然の主張だった。何故なら、彼は「教育勅語」の起草を引き受けるに当たって、当時首相だった山形有朋に「勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜バシメテ

他ヲ怒ラシムルノ語気アルベカラズ<sup>(17)</sup>」と述べていたからである。これは明治初年の宗教政策をめぐる混乱を見てきた井上毅からすれば当然の主張だった<sup>(18)</sup>。

この井上毅の主張にしたがって、井上哲次郎は「皇祖＝天照大御神」という解釈を取り下げた。しかし、彼は「天祖」という「教育勅語」にはない用語を用いて「教育勅語」の解釈に「天照大神」を持ち込んでしまった。

「太古ノ時ニ当リ瓊瓊杵命天祖天照大御神ノ詔ヲ奉ジ、降臨セラレテヨリ、列聖相承ケ、神武天皇ニ至リ、遂ニ奸ヲ討ジ逆ヲ誅シ、以テ四海ヲ統一シ、始メテ政ヲ行ヒ民ヲ治メ、我ガ大日本帝国ヲ立テ給フ<sup>(19)</sup>」（傍線引用者）

ここに後の「教育勅語」解釈の「皇祖」に対する誤解は端を発している。しかし、この時点で、「皇祖」＝「神武天皇」、「天祖」＝「天照大神」という使い分けが行われていたという事実は重大である。何故なら、この用語の使い分けに注目して伊藤博文著『憲法義解・典範義解』を読み返してみると、明治憲法と皇室典範が神武建国を起点とし、それ以降の歴史を条文の根底に据えようとしていたことが明確に読み取れるからだ。

## 5. 『大日本帝国憲法義解・典範義解』の用語について

まず『大日本帝国憲法義解』の第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」の解説の冒頭には「恭<sup>つつしみ</sup>て按ずるに、神祖開国以来、時に盛衰ありと雖、世に治乱ありと雖、皇統一系寶祚の隆は天地と與に窮なし<sup>(20)</sup>」と記されている。ここで用いられている「神祖」が神武天皇を指していることは次の文から明らかである。「古典に天祖の勅を挙げて『瑞穂ノ國ハ是レ吾カ子孫可<sup>レ</sup>王之地宜爾皇孫就而治焉<sup>ユキテシラセ</sup>』と云へり。又神祖<sup>と</sup>を称へたてまつりて『始御國天皇』と謂へり<sup>(21)</sup>」（下線引用者）。

「神祖」が神武天皇を指しているならば、井上毅が述べていた通り、『大日本帝国憲法義解』『皇室典範義解』における「開国」「建国」「肇国」はすべて神武天皇を起点としていることになる。そしてまた、井上哲次郎が用いたように「天祖」は天照大神を指す用語だった。

『大日本憲法義解』『皇室典範義解』における「開国」「建国」「肇国」が神武天皇を起点としていることが確認できれば、『皇室典範義解』の前文にある「祖宗国を肇め、一系相承け、天壤と與に無窮に垂る」との一文中的「祖宗」は、これまた、井上毅が言っていたように、神武天皇以下の歴代天皇を指す言葉であることになる。同時に「一系」の皇統も、憲法・皇室典範においては、神武天皇を起点として考えられていたことが分かる。

皇室典範第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」の解説では「恭て按ずるに、皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。（中略）皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家の成法なり」<sup>22</sup>「祖宗の皇統とは一系の正統を承くる皇胤を謂ふ」<sup>23</sup>と述べられている。つまり「皇位」も「皇統」も神武天皇を起点とし、そうであるが故に、「皇統」は「男系」に限られるというのである。

さて、ここで改めて『大日本帝国憲法義解』『皇室典範義解』の用語を整理すると

「天祖」＝天照大神

「神祖」「太祖」＝神武天皇

「祖宗」＝神武天皇以下歴代天皇

となる。

これらの用語に着目して、憲法と皇室典範の解説の要点を抜き出してみよう。

#### 憲法

第一条「神祖開国以来、云々」

第二条「皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。云々」

第四条「統治の大権は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に伝ふ。云々」

#### 皇室典範

第一条「皇位の繼承は祖宗以来既に明訓あり。云々」「祖宗の皇統とは一系の正統を承くる皇胤を謂ふ」

第四条「祖宗の嫡を先にし庶を後にするは、神武天皇長子手研<sup>たけしみのみこと</sup>耳命を

措て綏靖天皇を添付立てたまふに始まる。云々」

第十条「神祖以来鏡、劔、璽三種の神器を以て皇位の御守りと為したまひ、歴代即位の時は必ず神器を承くるを例とせられたり。云々」

ここから明らかのように、憲法や皇室典範の諸条文の根拠は、神武天皇、神武建国を起点とする国史の伝統に置かれており、決して、天照大神や天孫降臨の神話ではないのである。

#### 6. 日本の建国の時期についての解釈の変遷

前節で確認できたように、『大日本帝国憲法義解』『皇室典範義解』では、神武建国以降の国史の伝統を条文の根拠としていた。この伝統を「国体」という。換言すれば、憲法・皇室典範において「国体」が用いられる場合には、神武建国によって始まり、継続してきた国柄を指している。このことを『大日本帝国憲法義解』の「第一章天皇」の冒頭の解説文で改めて確認しておこう。

「恭て按ずるに、天皇の實祚は之を祖宗に承け、之を子孫に傳ふ。国家統治の大権の存する所なり。而して憲法に殊に大権を掲げて之を籙章に明記するは、憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の国体は憲法に由て益々鞏固なることを示すなり。」（22頁、下線引用者）

このような原則が大正10年の時点においても政府内で維持されていたことは、第三節で引用した内務省神社局発行の『国体論史』の記述からも推察できる。

それでは、「神代」を根拠としていなかった憲法・皇室典範の解釈が変化したのは何時だったのか。その原因は何だったのか。昭和10年に起きた「天皇機関説事件」<sup>24</sup>がそれである。

昭和10年10月15日に出された「国体明徴に関する政府声明」によって、「統治権の主体は、天皇にましまさずして国家なりとし、天皇は国家の機関なりとなすが如き所謂天皇機関説は神聖なる我国体に悖り其本義を愆るの甚しき

ものにして、厳に之を芟除せざるべからず<sup>29</sup>と、天皇機関説が明確に否定され、代わって天皇主権説が公認されることになった。そして、天皇機関説を否定した政府は、必然的に、新たに「国体」の内容を決定しなければならなくなった。そこで編纂されたのが『国体の本義』（昭和12年3月刊）だった。

この中で「我が<sup>てうこく</sup>肇<sup>あまてらすおほみかみ</sup>国は、皇祖天照大神が神勅を皇孫<sup>ににぎ</sup>瓊瓊杵ノ尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂<sup>みづほ</sup>の国に降臨せしめ給うたときに存する」（9 - 10頁）。「天照大神は、この大御心・大御業を天壤と共に窮りなく弥栄えに発展せしめられるために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君臣の大義を定め、我が国の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇国の大業が成つたのである。」（13頁）と、日本の建国を神武即位ではなく、天孫降臨の時点に遡らせるとともに、天照大神も「皇祖」と明記された。

同時に、天皇は「統治権の主体」（132 - 133頁）であるのみならず、「現御神」だとされ、憲法の第一条および第三条がその天皇の本質を明示したものと解説されることになった。

「かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。（中略）帝国憲法第一条に『大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス』とあり、又第三条に『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。」（23 - 24頁）

以上の考察から明らかになった通り、芦部説の言う「神権主義的な君主制の色彩がきわめて強い憲法」「天皇の地位は、天皇の祖先である神の意志に基づくものとされた」が公権解釈となるのは、天皇機関説の否定を直接の契機とした『国体の本義』刊行以降であり、憲法学者がそれを明言した典型例は宮沢俊義が昭和17年に刊行した『憲法略説』だった。

## 7. 神社非宗教論について

最後に、いわゆる「神社非宗教論」についても簡単に述べておきたい。芦部は『憲法 第六版』で次のように書いている。

「『神社は宗教にあらず』とされ、神社神道（国家神道とも言う）は国教（国から特権を受ける宗教）として扱われ優遇された」（154頁）

これも宮沢俊義『憲法Ⅱ - 基本的人権』の次の記述を受けてのものだろう。「いかにも、神社は、一般の宗教とちがった扱い— 国教的取扱い— を受ける。もし神社が、仏教やキリスト教とならぶ宗教だと見るべきものであれば、神社だけをかように特別扱いするのは、憲法の定める信教の自由に反する。しかし神社は、宗教ではない。それは単に祖先の祭りというだけのもの（？）であり、憲法にいう宗教ではない。だから、神社だけを特別に扱い、これに公的な地位をみとめ、国民にそれへの礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がない。これが、『神社は宗教にあらず』という命題の内容である。これによって、憲法の明文で信教の自由を定めることと、神社だけを国教的に保護し、これを国民に強制することとが、少しも矛盾しないと説明できると考えたのである。」（348 - 349頁）

要するに、「神社非宗教論」とは、信教の自由を骨抜きにし、神社を特別に保護し、その信仰や参拝の強制を正当化するための論理だったといえる。

この解説については、これまでに何度も拙論で批判してきたので、その要点をだけを簡単に述べておく。

- ①「神道非宗教論」「神社非宗教論」は憲法発布以前、明治初年からすでに唱えられていたものであり、憲法の条文と神社の特別扱いとの矛盾を解消するために考え出された議論ではない。
- ②そもそも「宗教」という言葉が表す内容が時代と共に変化している。その変化を大まかに言えば、江戸時代は、仏教の思想と教説を指す言葉であり、幕末から religion の訳語として使われるようになったのを切っ掛けとして、次第に仏教とキリスト教の共通要素（主に説教と葬儀）を指す言葉となり、その要素を欠いていた神社・神道はそこから外されることになった。しかし、明治後半に、宗教現象を幅広く扱おうとする宗教

学が輸入されると、神社神道を宗教に含める解釈が次第に有力になっていった。<sup>27)</sup>

- ③「神道非宗教論」「神社非宗教論」は、状況の変化に伴って、神社神道に対して有利な論理になることもあれば、不利な論理になることもあった。その変化を概説すれば以下のようなようになる。明治初年には、浄土真宗が展開した大教院分離運動や、祭神論争を利用した神社神道の封じ込め策に利用された。明治二十年以降は、神社界が押し進めた神祇官興復運動、官国幣社国庫保存金制度、府県社以下神饌幣帛料保存金制度を正当化するのに利用された。しかし、大正時代に入り、小学校における神社参拝を中心とした「神社問題」が発生すると、真宗やキリスト教諸団体が神社からの宗教的要素の除去を求めた運動（神社倫理化運動）の理論的根拠とされることになった。そして、昭和7年に「上智大学事件」が起き、カトリックが神社参拝を宗教行為ではないと認定すると、諸宗教に対して神社参拝を強制する理論として作用することになった。<sup>28)</sup>

なお、「上智大学事件」を切っ掛けとして、事実上、神社参拝が強制されるような社会状況が醸成されたが、法的強制となるのは、昭和14年4月8日に公布、翌年四月一日施行の宗教団体法以降のことである。<sup>29)</sup>

## おわりに

以上で、芦部信喜の議論、その基礎となっている宮沢俊義の議論と、戦前の憲法学者の説や政府刊行の書物などにおける記述との比較による吟味を終える。最後に、結論を簡単に列挙する。

- ①明治憲法、皇室典範、教育勅語は、神武建国を起点とする歴史を根拠にしており、天孫降臨や天壤無窮の神勅を根拠とするものではなかった。
- ②神社信仰や神社参拝を「臣民ノ義務」とするものでもなかった。
- ③これが変化する直接の原因は、昭和十年の天皇機関説事件であり、それを受けて、昭和12年3月に『国体の本義』を文部省が出版した。

- ④この書物によって、日本の建国は天孫降臨の時となり、天皇も、統治権の主体であるばかりでなく、現御神として公認されることになった。
- ⑤神社参拝が強制性を強めるのは、昭和7年の上智大学事件以降であり、法的強制となるのは昭和15年4月1日施行の宗教団体法以降だった。
- ⑥この昭和十年代の状況に立脚して書かれたのが、昭和17年に刊行された宮沢俊義『憲法略説』だった。
- ⑦戦後の憲法学の通説は、明治憲法施行以降の現実ではなく、昭和17年の宮沢説を根拠としたものである。



## 註

- (1)(2)(3)芦部信喜『憲法 第六版』岩波書店、平成 27 年 3 月、154 頁。
- (4)宮沢俊義『憲法Ⅱ－基本的人権』有斐閣、昭和 58 年 3 月、349 頁。
- (5)同書、348 頁。
- (6)同書、349 頁。
- (7)同書、348 頁。
- (8)『広辞苑』(第 6 版・平成 20 年)では、この思想及び制度を「国家神道」と呼び、「明治維新後、神道国教化政策により、神社神道を皇室神道の下に再編成してつくられた国家宗教。軍国主義・国家主義と結びついて推進され、天皇を現人神(あらひとがみ)とし、天皇制支配の支柱となった。第二次大戦後、神道指令によって解体された」と解説している。なお、これ以後の引用文では、著者の適宜の判断で、正漢字を通行の表記に改めた。
- (9)内務省神社局長の塚本清治は、大正 5 年 2 月の『全国神職会々報』(208 号)に寄稿した「神社に関する注意」と題する論文で次のように書いている。  
「宗教上の信仰は国民の自由であることは憲法の保障する所でありまして、今更申すに及びませぬが、敬神の念は我國民道徳として日本臣民の持つべき精神である。従つて参拝するといふことは固より之を強制すべきことではありませぬけれども、併ながら此美風は奨励作興すべきことと考へるのであります」(153 頁)。
- (10)美濃部説の変化に影響を与えたと考えられる最大の要因は、昭和 10 年におきた所謂「天皇機関説事件」であるが、これについては第六節で述べる。
- (11)『憲法提要』上巻、明治 43 年 12 月、70 頁。
- (12)穂積は、日本は祖先を崇拝する「祖先教」の国で、祖先を尊ぶ心とその祭祀を司る家長を尊ぶ心となり、その家長を尊ぶ心が日本国民全体の家長に地位にある天皇の主権を支えていると主張する。つまり、彼の場合、天皇主権の根拠は神社(の祭祀)ではなく家(の祭祀)なのである。「祖先教」は日本独特のものではなく、古代ではどこの世界にも存在していたが、それが今日まで続いているところに日本の独自性と強みがあると彼はいう。この議論は、当時、日本の知識人に広く読まれていたクランジュの『古代都市』の影響が大きかったと云う(拙著『近代政教関係の基礎的研究』第七章「穂積八東の政教関係論」)。
- (13)『国立国会図書館蔵・枢密院会議議事録』(第一巻 明治 21 年 [上]) 229 - 230 頁、
- (14)明治 45 年から大正 2 年にかけての美濃部達吉と上杉慎吉との論争の結果、学界や官界においては、天皇機関説が主流となり、天皇主権説は少数説となった(ただし、陸軍は上杉を支持した)。これについては、拙著『「現人神」「国家神道」という幻想』(改訂増補、神社新報社、平成 26 年 4 月、47 - 48 頁)参照。
- (15)大正 2 年 9 月刊行の『神代史の新しい研究』において、古代史学者の津田左右吉は「神代史が事実を伝へた歴史でないことは今さらいふまでもあるまい」(『津田左右吉全集』別巻第一、岩波書店、15 頁)、「神代史は皇室の由来を説くために作られた物語である。従つて、其の作者も宮廷の人であつたらう」(同 144 頁)と書いている。要するに、神話は作り話であつて、そのまま事実として信じることはできない、というのである。

また、大正 13 年 3 月、人類学者の鳥居龍藏も『人類学雑誌』(第 39 卷 3 号)に掲載した「歴史教科書と国津神」の中で「今や国民の知識は一般に進歩して、最早神話伝説などを鵜呑みにして其の儘信ずるやうなことは無くなつて居る。」(131 頁)と書いている。

- (16)稲田正次『教育勅語成立過程の研究』345 頁。
- (17)明治 23 年 6 月 20 日の書簡(『井上毅伝史料篇』第 2 卷、231 - 232 頁)。
- (18)詳しくは拙著『「現人神」「国家神道」という幻想』19 - 23 頁、『近代政教関係の基礎的研究』第 1 章から第 4 章参照。
- (19)稲田正次『教育勅語成立過程の研究』345 頁。
- (20)(21)宮沢俊義校註・岩波文庫、昭和 15 年 4 月、22 頁。ちなみに、第十一条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」の解説では「恭て按ずるに、太祖實に神武を以て帝國を肇造し」とされ、神武天皇に対しては「太祖」という用語も使われている(38 頁)。
- (22)『同書』128 頁。
- (23)『同書』129 頁。
- (24)『「現人神」「国家神道」という幻想』79 - 85 頁。
- (25)『現代資料 (4)』みすず書房、昭和 33 年 5 月、420 頁。
- (26)『近代政教関係の基礎的研究』第 1 章から第 3 章参照。
- (27)『近代政教関係の基礎的研究』83 - 87 頁、304 - 305 頁。『「現人神」「国家神道」という幻想』213 - 217 頁。
- (28)『「現人神」「国家神道」という幻想』217 - 221 頁。
- (29)昭和 14 年 1 月 26 日に開かれた第 74 回帝国議会議院貴族院宗教団体法案特別委員会において、質問に立った子爵大河内輝耕は、次のように政府見解を質している。  
「臣民の義務に反する行為が、例へば宗教の教理に反するからと言って、兵に召されることを拒んで見たり、或は尊信すべき神社に対して礼を欠く、或はひどいになると、拝礼すべきものに拝礼をしないと云ふやうな始末がある場合には、相当の……法律上それを禁止若しくは制限し、或は制裁を与へる法律があるか」  
この質問に対して、文部大臣荒木貞夫は次のように答えている。  
「唯神社を参拝しないと云ふことのみに対してと云ふやうなことであれば、是はもう制裁はありませぬでございます。(中略)唯特に参拝しないと云ふことであれば、制裁は無いのであります」(『帝国議会議院貴族院委員会速記録 79・昭和編』東京大学出版会、平成 8 年 8 月、141 頁)
- つまり、少なくとも昭和 14 年 1 月までは、神社参拝を強制する法的根拠はないというのが政府の立場だった。
- しかし、他方で、政府委員の松尾長造からは「以前はキリスト教の一派が神社不参拝を唱えて大問題になったこともあったが、それも数年前までのことで、今はキリスト教団体も大変日本主義的になっている」との発言があり(『帝国議会議院貴族院委員会速記録 79・昭和編』149 頁)、また、荒木文部大臣からも、教義の根本において日本の神社を認めないような宗教は「憲法第二十八条に依つて信教の上に制限を加へられなければならない」(「宗教団体法案の運営なりをして、そこを理解せしむる」ように

促進していかなければならないという答弁があった（『帝国議会・貴族院委員会速記録 79・昭和編』150頁）。

ということは、憲法の解釈上、さすがに個人の参拝拒否の自由は否定できないものの、神社を否定したり、神社参拝を拒否したりするような団体を宗教団体とは認められないという立場を、この時点で政府は採るに至り、それを明示したのが宗教団体法第十六条と第十七条だったことになる。

#### 宗教団体法

第十六条 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十七条 宗教団体又ハ其ノ機関ノ職ニ在ル者ガ法令又ハ教規、宗制、教団規則若ハ教会規則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル者ノ解任ヲ命ズルコトヲ得。教師法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得